(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

					資料番号	39		担当課	薬務衛生課
法令	名	理容師法	根拠条項	10-2	2	不利益処 分の種類	業務停止		

○理容師法(昭和22年法律第234号)

〔免許取消、業務停止〕

第十条

② 都道府県知事は、理容師が第六条の二若しくは前条の規定に違反したとき、又は理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

<第六条の二の規定>

〔理容所以外における営業の禁止〕

第六条の二 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めると ころにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができ る。

<前条(第九条)の規定>

〔理容を行う場合に講ずべき措置〕

- 第九条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
 - 二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとに これを消毒すること。
 - ○理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)

(皮膚に接する器具)

第二十四条 法第九条第一号及び第二号に規定する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。

(消毒の方法)

- 第二十五条 法第九条第二号に規定する消毒は、器具を十分に洗浄した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。
 - 一 かみそり(専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒
 - イ 沸騰後二分間以上煮沸する方法
 - ロ エタノール水溶液 (エタノールが七十六・九パーセント以上八十一・四パーセント以下である水 溶液をいう。次号ニにおいて同じ。) 中に十分間以上浸す方法
 - ハ 次亜塩素酸ナトリウムが○・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
 - 二 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒
 - イ 二十分間以上一平方センチメートル当たり八十五マイクロワット以上の紫外線を照射する方法
 - ロ 沸騰後二分間以上煮沸する方法
 - ハ 十分間以上摂氏八十度を超える湿熱に触れさせる方法
 - ニ エタノール水溶液中に十分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器 具の表面をふく方法

- ホ 次亜塩素酸ナトリウムが○・○一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- へ 逆性石ケンが○・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- ト グルコン酸クロルヘキシジンが○・○五パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- チ 両性界面活性剤が〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

○理容師法施行条例(平成12年愛媛県条例第14条)

[理容の業を行う場合の衛生上必要な措置]

- 第2条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。
 - (1) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面に係る作業の際は、マスクを使用すること。
 - (2) 手のつめは、常に短くし、作業の着手前に、客1人ごとに石けんで手指を洗い、必要に応じ消毒を行うこと。
 - (3) かみそりを使用する際には、皮膚を湿す石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
 - (4) 消毒液は、常に適正な濃度に保ち、汚濁した場合は、その都度取り替えること。
 - (5) 医薬部外品、化粧品その他これらに類するものの使用に当たっては、その安全性に十分留意し、適正に使用すること。
 - (6) 既消毒の器具及び布片は、清潔な容器に納め、未消毒のものと区別しておくこと。
- (7) その他知事が必要と認めて指示する措置